

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

岩手国民年金 事案 729

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和47年1月の婚姻以降は、亡き義父母が欠かさず納付してくれていた。

申立期間は、A市に転居していた時期も含むが、後にB市やC市に住所を移していた時期も、D市で国民年金保険料が納付済みであることを考えると、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、A市に転居してからも義父母がD市において、継続して保険料を納付してくれていたと主張しているところ、同市作成の国民年金被保険者名簿によると、備考欄には、申立期間中である昭和47年7月に申立人の年金手帳が再交付されたことをうかがわせる記載があり、申立期間後に申立人が同市から住所を移している49年1月から50年5月までの期間についても、同市において保険料の検認記録が確認できる上、申立人に係る申立期間直前6か月分の保険料の検認年月日は、義父の記録と一致している。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の義父母は、保険料を完納していることが確認できるなど、申立人及びその義父母の納付意識の高さがうかがえ、申立期間のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年2月まで
同居していた兄が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたと思うので、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、直接関与しておらず、申立人の兄が行っていたはずだとしているが、その兄は、既に他界していることから、加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、昭和62年12月15日以降に払い出されていることが推認でき、当該払出時期において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

さらに、B市作成の国民年金被保険者可視台帳及び前述の国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和62年12月1日と記録されており、オンライン記録と一致している。

以上を踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄は、申立期間のうち、昭和42年10月から47年3月までの期間、49年4月及び同年5月の保険料が未納となっている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで
私の国民年金保険料は、平成9年にA市（現在は、B市）に住所を移してから、夫が銀行又は信用金庫において、窓口で毎月納付してくれていたもので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人自身は関与しておらず、申立人の夫が金融機関の窓口で毎月納付してくれていたと主張しているが、申立人の夫は、保険料の納付時期及び場所の詳細については記憶が定かでないとしており、具体的な納付状況は不明である。

また、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されたことに伴い、これ以降、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生じる可能性は極めて低く、申立期間の国民年金保険料の納付についての記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 732

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 48 年 3 月まで

私自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付を行ったことは無いが、昭和 52 年に結婚するまでは、父が私の加入手続を行ってくれ、保険料を A 納付組合の集金により納めてくれていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について関与しておらず、申立人の父が行ったとしており、その父は申立人が 20 歳になった時に行ったとしているが、国民年金受付処理簿及び B 町（現在は、C 市）作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 21 歳になっていた昭和 48 年 12 月 28 日に払い出され、20 歳に到達した * 年 * 月 * 日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の父は、申立期間に係る国民年金保険料について「自分と妻と娘の 3 人分を A 納付組合の集金人に渡し、納付していた。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において申立期間は過年度であり、制度上、国民年金の過年度保険料については社会保険事務所（当時）が、現年度保険料については市町村が収納事務を行うこととされていたところ、C 市では、「A 納付組合は過年度保険料を徴収することは無かった。」としている。

さらに、B 町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は無く、申立人の当該名簿における納付記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、昭和 44 年 3 月 3 日以降、B 町から転居しておらず、

申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 44 年 2 月 1 日まで
A社に勤務していたときに受講したB講習修了証があるので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、時期及び期間は特定できないが、申立人が、申立期間の一部においてA社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月 25 日から同年 3 月 6 日までの期間及び同年 6 月 8 日から 43 年 8 月 29 日までの期間において、A社とは別の事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、A社は、昭和 52 年 8 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、59 年 12 月 2 日に商法第 406 条ノ 3 第 1 項の規定により解散している上、事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の加入について、関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、A社で勤務していたとき、C市の寮に住んでいたと供述しているところ、申立期間当時、当該事業所に勤務していた事務担当者は、「当時、C市の工場近くに日雇労働者の寮があった。また、日雇労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

加えて、申立期間当時、申立人と同じ寮に住んでいたとする同僚は、「申立人は、出稼ぎで働きに来ていたので正社員ではなかったと思う。私は、A社に 10 年以上継続して勤務したが、最初の 2 年くらいは厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

なお、申立人は、自身が所持するB講習修了証の住所欄に「A社」と記載されていることから、同修了証の交付日においてA社に勤務していたと主張しているが、当該修了証の交付元であるD社によると、「勤務先名を修了証に記載することはない。住所欄は受講者本人が記入することになっていた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。